

写

7 消安第 7703 号
7 農産第 5395 号
令和 8 年 3 月 24 日

各地方農政局消費・安全部長、生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿
(ほか北海道宛て同趣旨の通知を发出)

消費・安全局植物防疫課長
農産局果樹・茶グループ長

令和 8 年の果樹カメムシ類の防除について

果樹カメムシ類については、気温が高くなる春に越冬個体が活動を開始し、5 月～7 月頃に園地に飛来した個体がウメ、ビワ、ナシ、モモ等の果実、新梢等を吸汁加害します。また、この時期の園地への飛来は、果樹カメムシ類の越冬量に大きく左右されることが知られていることから、一部の都道府県では、果樹カメムシ類の越冬量調査を実施し、必要に応じて農業者等に対し注意喚起を実施しています。令和 8 年の越冬量調査は全県終了していませんが、既に複数県から、果樹カメムシ類の越冬量が平年より多いとの報告があり、地域によっては春の園地への果樹カメムシ類の飛来量が多くなることが予想されます。

また、気象庁の向こう 3 か月（4 月～6 月）の予報（3 月 24 日付け）では、全国的に気温が高くなるものと予想されており、例年より果樹カメムシ類が早期に活動を開始するおそれがあります。

つきましては、貴職におかれましては、管内県に対し、果樹カメムシ類による被害の軽減のため、地域の状況に応じて、下記の対策を徹底するよう通知願います。

記

1. 果樹カメムシ類の県内の発生状況に応じて、園地の見回り頻度を高めるとともに、農業者や JA（営農指導員）等から情報提供を求め、果樹カメムシ類の飛来量の増加が見込まれる場合は、発生予察情報等により、農業者等に対して早期に注意喚起を実施すること。
2. 果樹カメムシ類の防除においては、以下のような基本的な対策を徹底することが重要であることから、農業者に対して果樹カメムシ類の防除対策を周知するとともに、早めに対策を講じるよう指導すること。
 - (1) 発生予察情報等を参考にしつつ、園地の観察をきめ細かく行い、果樹カメムシ類の飛来が認められた場合は、飛来初期から薬剤散布を実施すること。地域一斉に薬剤散布を実施すると防除効果が高まることから、地域で話し合い、可能な場合は地域一斉の防除を実施すること。
(留意事項)
 - ① 果樹カメムシ類は薄暮期から夜間を中心に活動するため、夕方に薬剤散布を行うこと。

- ② 残効性の長い薬剤を選択すること。
- (2) 果樹カメムシ類の発生が多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網の設置を行うこと。施設栽培では、防虫ネット等で施設開口部を覆うことにより、侵入防止を図ること。なお、防虫ネット又は多目的防災網に破れや隙間がないか念入りに点検を行うこと。
 - (3) なし、ぶどう等の有袋栽培の場合、早期に袋かけを行うこと。ただし、袋をかけていても、果実が肥大して袋に密着すると吸汁される場合があるので、注意すること。
 - (4) スギ林やヒノキ林等の山林に隣接している園地では、果樹カメムシ類による被害が多い傾向があることから特に飛来状況に留意すること。